

素案 令和6年7月

第4次所沢市男女共同参画計画

〔中間見直し版〕

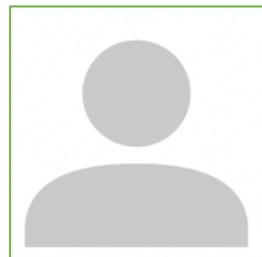
計画期間:令和元(2019)年度～令和10(2028)年度

誰もが“ふらっと”^{あす}未来をみつめて

所沢市

白 紙

ごあいさつ



令和7年1月

所沢市長 小野塚 勝俊

目次

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	2
2 計画の中間見直しについて	2
3 計画の位置づけ	4
4 第3次計画の検証と課題	6
5 計画期間の前半をふりかえって	7

第2章 計画の概要

1 計画の期間	12
2 計画の構成	12
3 計画の基本目標	13
4 計画の体系図と評価指標	14

第3章 計画の内容

基本目標 I 男女共同参画の意識の醸成	18
基本目標 II 誰もが尊重される安心な社会の実現	22
基本目標 III すべての人が仕事や家庭でいきいきと活躍できる環境の推進	28
基本目標 IV 男女共同参画を推進する体制の充実	34

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の中間見直しについて
- 3 計画の位置づけ
- 4 第3次計画の検証と課題
- 5 計画期間の前半をふりかえって

1 計画策定の趣旨

平成11(1999)年6月、21世紀の新たな男女共同参画社会を実現するために「男女共同参画社会基本法(以下「基本法」という。)」が制定されました。この基本法は、男女が対等なパートナーとしてそれぞれが個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる場面に参画することを目指したものです。

本市では、この基本法の趣旨を踏まえ、平成17(2005)年に「所沢市男女共同参画推進条例(以下「条例」という。)」を施行しました。この条例に基づき、平成18(2006)年には、第2次所沢市男女共同参画計画「男女“ふらっと”いきいきプラン」を、平成23(2011)年には、第3次所沢市男女共同参画計画(以下「第3次計画」という。)を策定し、男女共同参画推進センターふらっとを拠点として、各種講座の開催や情報誌の発行による意識の啓発、各種相談事業、男女共同参画に関する市民・事業所等に対するアンケートの実施など、さまざまな施策を推進してきました。

第4次所沢市男女共同参画計画(以下「第4次計画」という。)では、第3次計画の内容や取り組みの進捗状況を検証、分析したうえで「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)」が平成27(2015)年に施行されたことを受け、新たに市町村推進計画を盛り込むなど、男女共同参画に関する社会的な動向等を加味するとともに、より発展させ、実効性を伴う内容となっています。

本市では、男女共同参画社会の実現を目指し、この第4次計画に基づき、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

2 計画の中間見直しについて

第4次計画については、令和元(2019)年度～令和10(2028)年度を計画期間としており、中間年度及び必要に応じて見直すこととしています。このことから、男女共同参画を取り巻く社会情勢の変化や法制度の新設、施策の進捗状況等を踏まえ、令和5・6年度に部分的な見直しを検討しました。

また、令和4(2022)年5月に成立した「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(以下「困難女性支援法」という。)では、性的な被害、家庭の状況、その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性や、そのおそれのある女性への多様な支援を、民間団体等との協働により包括的に提供する体制の整備が求められています。この法律の趣旨を踏まえ、基本目標 II の大半を同法に基づく「市町村基本計画」として位置づけ、必要な支援を追記しました。

主な社会情勢の変化(令和元年度～令和5年度)

時期	内容
令和4年1月	本市で「パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度」を開始。 →LGBTQ※1などの性的少数者やその子ども等を対象に、希望者がパートナーや家族としての関係性を市に届け出た場合に、市が届出を受理した証明書を発行することで、行政や民間のサービス、社会的配慮を受けやすくするもの。
4月	本市で配偶者暴力相談支援センター事業を開始。 →DV(ドメスティック・バイオレンス)※2被害者等への支援体制を強化した。
5月	困難女性支援法が成立。 →女性をめぐる課題が生活困窮、家庭関係破綻、性暴力・性犯罪被害など複雑化、多様化していることを受け、女性支援の強化が図られたもの。 (令和6年4月施行)
令和5年6月	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(LGBT理解増進法)が公布・施行。 →「性的指向やジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならない」という基本理念のもと、国や自治体等に対して、性の多様性に関する理解の増進のための施策を求めている。

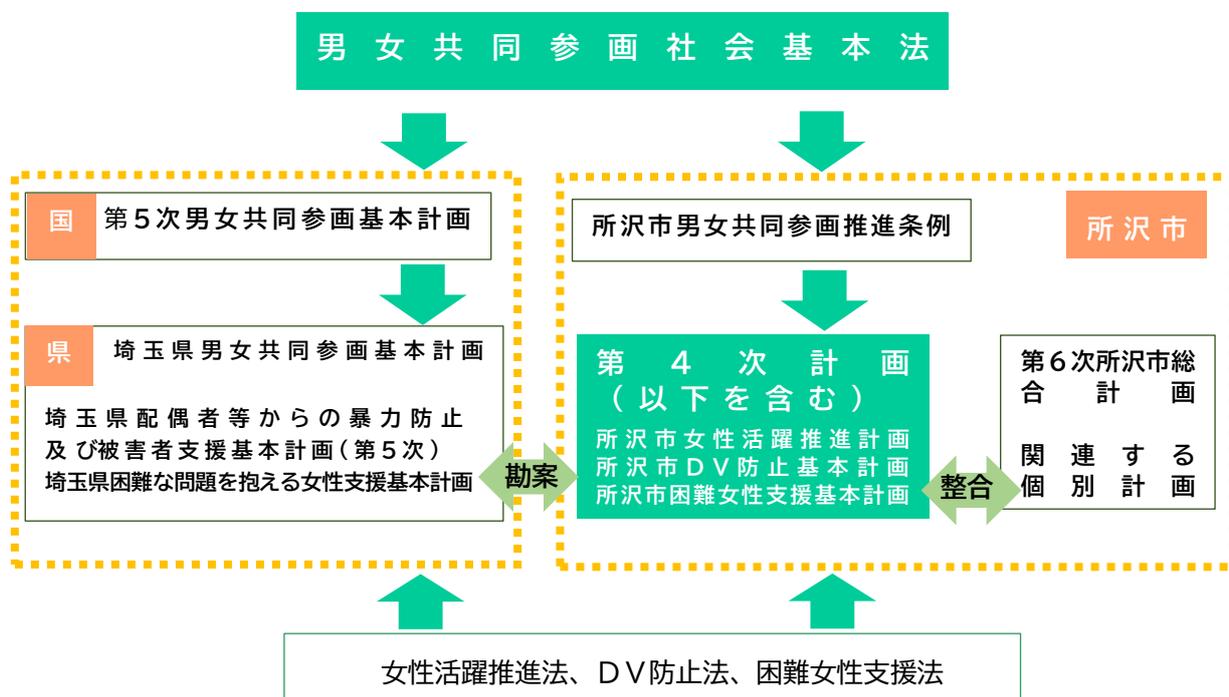
主な見直し箇所

頁	項目	見直す部分	理由
4・5	計画の位置づけ	「計画の位置づけ」に困難女性支援法に基づく市町村基本計画を包含している旨の説明を追加した。	令和4年5月に成立した困難女性支援法において、市町村に対して推進計画を策定する努力義務が課されたことによるもの。
14	計画の体系図	基本目標 II に「困難女性支援基本計画」を追加した。(防災対策を除く)	
25	具体的な施策と関連事業	「(1)困難を抱えた女性への支援」に関連する事業を追加した。	
8	第4次計画評価指標一覧	評価指標の目標値(「男は仕事、女は家庭」という考えに「反対」「どちらかといえば反対」とする人の割合)を上方修正した。	令和2年度より実績値が目標値を10%以上、上回っているため、令和6年度以降の目標値を上方修正したものの。
19・20	具体的な施策と関連事業	「(4)性の多様性の理解促進」の関連事業としてパートナーシップ・ファミリーシップ届出制度を追加した。	令和4年1月より開始した事業を追加したものの。
22・23	関連データ、具体的な施策と関連事業	「(2)相談体制の充実」の関連事業として配偶者暴力相談支援センター事業を追加した。	令和4年4月より開始した事業を追加したものの。
全般	各項目	—	記載データの更新等。

※1 LGBTQ(性的少数者)・・・女性同性愛者(レズビアン)、男性同性愛者(ゲイ)、両性愛者(バイセクシュアル)、心の性と身体の性に違和感を持つ人(トランスジェンダー)、自分自身の性を決められない、わからない、決めていない(クエア、クエスチョニング)人々を意味する頭文字です。

※2 DV(ドメスティック・バイオレンス)・・・夫婦やパートナーなどの親しい間柄での暴力のことです。身体的暴力のみならず、性的暴力、言葉による精神的暴力、生活費などを渡さない経済的暴力があります。

3 計画の位置づけ



- 本計画は、基本法第14条第3項及び条例第8条第1項の規定に基づき、本市における男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。
- 本計画は、国が策定した第5次男女共同参画基本計画及び埼玉県が策定した埼玉県男女共同参画基本計画を勘案して策定しています。
- 本計画は、以下の3つの計画を包含しています。
 - (1) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下「DV防止法」という。)第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」
 - (2) 女性活躍推進法第6条第2項に基づく「市町村推進計画」
 - (3) 困難女性支援法第8条第3項の規定に基づく「市町村基本計画」
- 本計画は、第3次計画の検証をもとに、第6次所沢市総合計画や関連する個別計画との整合性を図りつつ、所沢市マチごとエコタウン推進計画(第3期所沢市環境基本計画)中間改定版^{※1}の基本理念も踏まえ策定しています。
- 本計画は、平成29(2017)年度に実施した所沢市男女共同参画に関する市民意識実態調査の結果や市民、所沢市男女共同参画審議会、所沢市男女共同参画推進本部の意見等を踏まえ策定しています。

※1 所沢市マチごとエコタウン推進計画(第3期所沢市環境基本計画)中間改定版・・・「人と人、「人と自然」との絆」を大切に
する「マチごとエコタウン所沢構想」と環境施策を総合的に推進することを目的とした「所沢市環境基本計画」を統合させた
新たな環境基本計画です。

関連法令(抜粋)

■男女共同参画社会基本法

(平成 11(1999)年6月23日施行)

第14条 略

2 略

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

男女が互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらず社会参画する基本理念を明らかにした法律です。

■配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成 13(2001)年4月13日施行)

第2条の3 略

2 略

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 略

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とした法律です。

■女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成 27(2015)年9月4日施行)

第6条 略

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

自らの意思で職業生活を営み、又は営もうとする女性が個性と能力を十分に発揮できるように、民間事業者と国・地方自治体が果たすべき役割を明確にすることで、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るために制定された法律です。

■困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

(令和6(2024)年4月1日施行)

第8条 略

2 略

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 略

困難な問題を抱える女性の支援に関する必要事項を定め、施策を推進することで、人権が尊重され、女性が安心して自立して暮らせる社会を実現することを目的に制定された法律です。

4 第3次計画の検証と課題

第3次計画の期間においては、6つの重点目標のもと、男女共同参画社会の実現を目指し、さまざまな施策を実施してきました。

基本施策ごとに設定された成果指標を検証してみると、性別による固定的な役割分担意識※1がない人の割合が目標値に達しており、男女共同参画に関しての意識の醸成については一定の成果が出ているといえますが、18項目ある成果指標のほとんどの項目において、目標値に達していない状況から、引き続き啓発や施策を充実させていく必要があります。

さらに、本市の現状をみますと年少人口、生産年齢人口ともほぼ横ばい傾向である一方、高齢者人口は上昇している状況から、豊かで活力ある社会の実現のためには、将来にわたり市民の誰もが一層男女共同参画についての理解を深め、家庭、地域、学校、職場その他のあらゆる分野において、今後も男女が共に個性と能力を発揮し、参画できる社会をつくらなければなりません。

第3次計画成果指標一覧

NO	指標	目標値	実績値				
			H29年度	H28年度	H27年度	H26年度	H25年度
1	DVが人権侵害であることを知っている人の割合	100%	71.8%	76.2%	79.7%	80.2%	77.5%
2	DVの相談窓口を知っている人の割合	70%	24.6%	24.7%	26.3%	22.9%	24.1%
3	乳がん検診受診率*	50%	10.8%	12.0%	20.2%	21.0%	21.7%
	子宮頸がん検診受診率*		11.0%	11.6%	22.5%	23.6%	29.3%
4	定期健康診断(年1回以上)を受診している人の割合	80%	78.9%	74.3%	75.1%	74.1%	73.1%
5	市内高校生・大学生の就職選択の際に性別による差別がなかった人の割合	100%	85.3%	83.8%	85.9%	80.2%	76.4%
6	性別による固定的な役割分担意識※1がない人の割合	48%	49.6%	53.8%	55.3%	52.7%	49.6%
7	市内小中学校における男女混合名簿使用校の割合	20%	4.3%	2.1%	2.1%	2.1%	2.1%
8	審議会等の委員に占める女性の割合	40%	36.1%	31.1%	30.9%	31.6%	28.6%
9	市内事業所における女性管理職の割合	25%	13.3%	14.4%	12.2%	11.4%	13.7%
10	自治会・町内会に占める女性の割合	12%	9.0%	9.8%	7.2%	7.2%	7.2%
	市内小中学校PTA会長に占める女性の割合	28%	17.0%	14.9%	17.1%	10.6%	14.8%
11	男性の家事従事時間	60分	51分	52分	50分	48分	48分
12	ワーク・ライフ・バランスを知っている人の割合	65%	60.6%	59.7%	55.2%	52.6%	50.2%
13	男性が育児休業を取得することに理解を示す人の割合	90%	77.6%	76.2%	80.9%	78.6%	78.6%
14	女子差別撤廃条約※2を知っている人の割合	60%	39.8%	40.3%	41.4%	39.7%	39.7%
15	「ふらっと」を知っている人の割合	50%	30.5%	25.2%	27.9%	26.6%	28.8%
16	「ふらっと」年間利用者数<全体>	37,000人	22,871人	26,283人	28,715人	28,611人	28,513人
	「ふらっと」年間利用者数<男性>	11,100人	6,954人	8,017人	8,846人	7,571人	7,785人
	「ふらっと」年間利用者数<女性>	25,900人	15,917人	18,266人	19,869人	21,040人	20,728人
17	関連事業の男女共同参画に配慮した割合	100%	84.5%	92.8%	94.6%	90.5%	92.8%
18	所沢市男女共同参画推進条例があることを知っている人の割合	40%	21.4%	18.0%	20.4%	19.8%	19.9%

*実績値の算出について、平成28年度より対象者の算定方法が「人口-就業者+農林水産従事者」から「対象年齢の全住民」に変更となりました。

- ※1 性別による固定的な役割分担意識・・・本来なら個人の能力等によって役割分担を決めることが適当であるにも関わらず、男性、女性という性別を理由として役割を固定的に分けるという考え方です。
- ※2 女子差別撤廃条約・・・昭和54(1979)年に国連総会で採択され、昭和56(1981)年に発効した条約で、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女性に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としています。

5 計画期間の前半をふりかえって

第4次計画においては、男女共同参画社会の実現を目指すため、4つの「目標」と、9つの「基本施策」に基づき、施策・事業に取り組んできました。このうち、「基本施策」については、評価指標を設定し、2年ごとに実施する男女共同参画市民アンケート等により、各指標の目標値の達成度を確認しています(計画の概要は P11以降参照)。

施策の展開という観点では、令和4(2022年)年1月に、LGBTQ など性的少数者が社会的配慮を受けやすくするための「パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度」を導入しました。同制度の運用にあたっては、令和5(2023)年2月に埼玉県西部地域まちづくり協議会を構成する所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市の5市で連携協定を締結し、5市間で転入転出した場合も簡易な手続で引き続き制度が利用できるようなしたほか、5市での周知・啓発を強化しました。さらに、令和6(2024)年4月には、県内62自治体と連携協定を締結し、転入・転出後も、簡易な手続で引き続きパートナーシップ制度を利用できる自治体の範囲を広げました。(P20参照)

また、令和4(2022)年4月には、配偶者暴力相談支援センター事業を開始し、ドメスティック・バイオレンス(DV)被害者や困難な問題を抱える女性への相談・安全確保・自立支援を行うことで支援を強化しました(P22参照)。同事業では、保健・福祉・教育・保育・警察など幅広く関係機関との連携体制を構築しています。

男女共同参画推進センターふらっとについては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2・3年度は学習・交流・相談などの事業の縮小を余儀なくされましたが、「子育てフォトコンテスト」や「ひきこもり女子会」、配偶者暴力相談支援センター事業との連携など、新たな取組を始めることで機能の充実を図っています。

一方で、本計画の評価指標については、令和4(2022)年度末時点で8項目のうち目標値を達成したのは3項目に留まっています。

8項目の評価指標(詳細は次頁)

- 1 性別による固定的な役割分担意識がない人の割合 (目標値を達成)
- 2 審議会等の委員に占める女性の割合
- 3 DV防止講座を受講した人の理解度 (目標値を達成)
- 4 公的な相談窓口に相談しようと思う人の割合
- 5 自主防災組織リーダー養成講座の女性の参加人数 (目標値を達成)
- 6 就労している女性が正社員等である割合
- 7 「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」をすべて大事にしている人の割合
- 8 「男女共同参画推進センターふらっと」を知っている人の割合

評価指標の達成に向けては、具体的な施策の充実を図るほか、社会の制度や慣行を見直していくこと、また、市民や事業者への周知・啓発により理解を広めていくことが大切ですので、今後も関係機関と連携して一層効果的な施策を展開していきます。

第4次計画 評価指標 一覧

1	基本目標	I 男女共同参画の意識の醸成					
	基本施策	1 男女共同参画に関する理解の促進と意識の浸透					
	評価指標	性別による固定的な役割分担意識がない人の割合			確認方法:市民アンケート		
		「男は仕事、女は家庭」という考えに「反対」「どちらかといえば反対」とする人の割合					
	目標値	平成29年度	令和2年度	令和4年度	令和6年度	令和8年度	令和10年度
		—	52%	54%	69% ※	71% ※	73% ※
	実績値	49.6%	↑63%	↑67.1%			

※目標値の上方修正について

「男は仕事、女は家庭」という考えに「反対」「どちらかといえば反対」とする人の割合については、令和2年度より実績値が目標値を10%以上、上回っているため、令和6年度以降の目標値を上方修正しています。

【修正前の目標値】

令和6年度 令和8年度 令和10年度
56% 58% 60%

【修正後の目標値】

令和6年度 令和8年度 令和10年度
69% 71% 73%

2	基本目標	I 男女共同参画の意識の醸成					
	基本施策	2 政策・方針等の意思決定の場への女性の参画促進					
	評価指標	審議会等の委員に占める女性の割合			確認方法:担当所管へ照会		
		市が設置している審議会等の委員に占める女性の割合					
	目標値	平成29年度	令和2年度	令和4年度	令和6年度	令和8年度	令和10年度
		—	37%	38%	39%	39.5%	40%
	実績値	36.1%	↓31.3%	↓28.5%			

3	基本目標	II 誰もが尊重される安心な社会の実現					
	基本施策	1 DVに関する啓発と対応【DV防止法に基づく市町村基本計画】					
	評価指標	DV防止講座を受講した人の理解度			確認方法:受講者アンケート		
		市内中学校で実施するデートDV防止講座などの講座において内容を理解した人の割合					
	目標値	平成30年度	令和2年度	令和4年度	令和6年度	令和8年度	令和10年度
		—	100%	100%	100%	100%	100%
	実績値	97.1%	↓95.1%	↑100%			

4	基本目標	II 誰もが尊重される安心な社会の実現					
	基本施策	2 女性への支援					
	評価指標	公的な相談窓口にご相談しようと思う人の割合			確認方法:市民アンケート		
		女性が困ったり、悩んだりしたときに、ふらっとや埼玉県男女共同参画推進センターなどの公的な相談窓口にご相談しようと思う人の割合					
	目標値	平成29年度	令和2年度	令和4年度	令和6年度	令和8年度	令和10年度
		—	30%	40%	50%	60%	70%
	実績値	25.9%	↓22.9%	↑25.4%			

5	基本目標	Ⅱ 誰もが尊重される安心な社会の実現				
	基本施策	3 男女共同参画の視点からの防犯・防災対策				
	評価指標	自主防災組織リーダー養成講座の女性の参加人数			確認方法:担当所管へ照会	
	目標値	平成30年度	令和2年度	令和4年度	令和6年度	令和8年度
		—	令和10年度までの10年間で100人			
	実績値	7人	講座未開催	↑72人		

6	基本目標	Ⅲ すべての人が仕事や家庭でいきいきと活躍できる環境の推進【女性活躍推進法に基づく市町村推進計画】				
	基本施策	1 女性の就労のための支援				
	評価指標	就労している女性が正社員等である割合			確認方法:市民アンケート	
		女性の就労のための支援の効果を測る指標として、20歳代から50歳代の就労している女性が正社員・正職員・自営業等である割合				
	目標値	平成29年度	令和2年度	令和4年度	令和6年度	令和8年度
		—	53%	55%	57%	60%
	実績値	52.3%	↑54.9%	↓43.6%		

7	基本目標	Ⅲ すべての人が仕事や家庭でいきいきと活躍できる環境の推進【女性活躍推進法に基づく市町村推進計画】				
	基本施策	2 ワーク・ライフ・バランスの推進				
	評価指標	「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」をすべて大事にしている人の割合			確認方法:市民アンケート	
	目標値	平成29年度	令和2年度	令和4年度	令和6年度	令和8年度
		—	14%	18%	22%	30%
	実績値	10.1%	↓7.1%	↑9.9%		

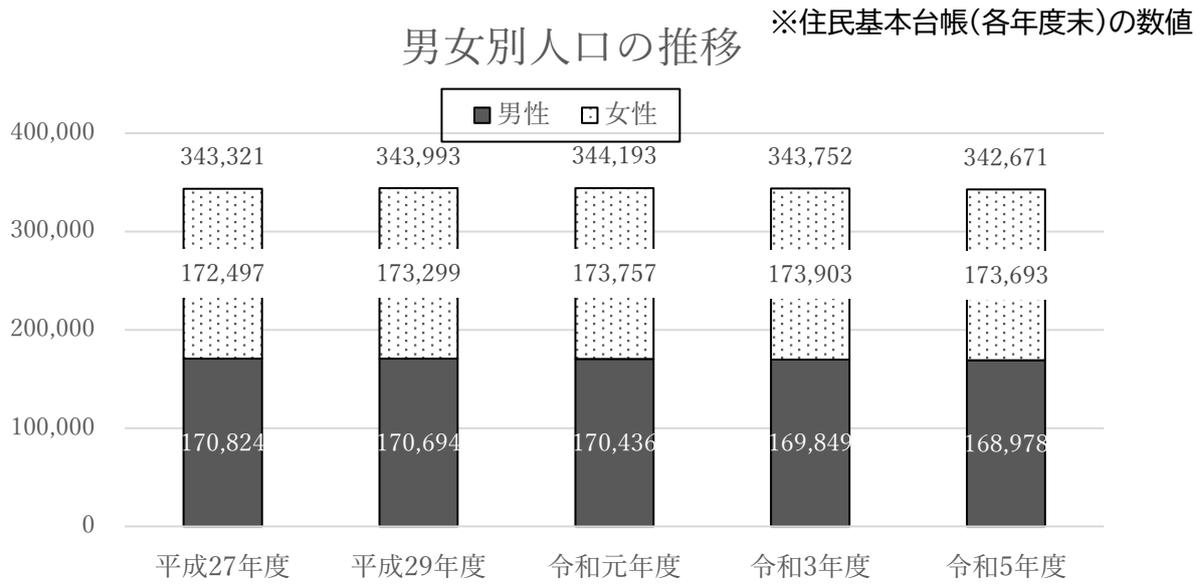
8	基本目標	Ⅳ 男女共同参画を推進する体制の充実				
9	基本施策	1 市における推進体制の充実				
	評価指標	「男女共同参画推進センターふらっと」を知っている人の割合			確認方法:市民アンケート	
	目標値	平成29年度	令和2年度	令和4年度	令和6年度	令和8年度
		—	40%	45%	47%	50%
	実績値	30.5%	↑32%	↓28.9%		

【関連データ】

所沢市の人口等の推移

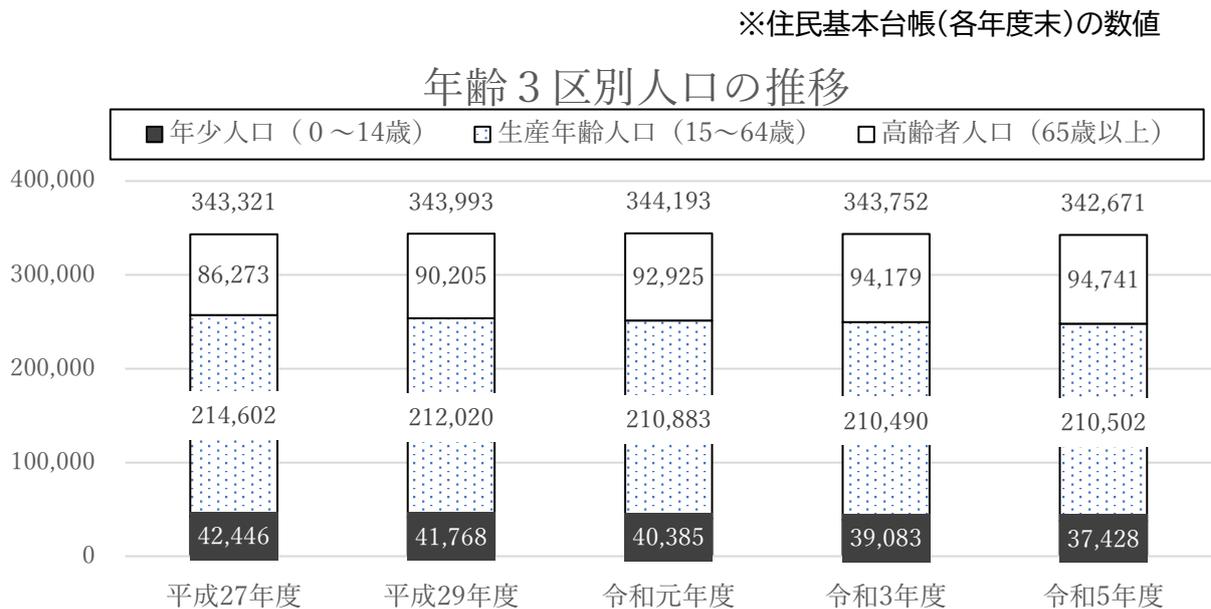
(1) 人口の推移

市の人口は横ばいであり、令和6年3月末現在342,671人となっています。



(2) 年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口の推移を見ると、平成27年以降、年少人口、生産年齢人口ともにやや減少、高齢者人口はやや増加で推移しています。



第2章 計画の概要

- 1 計画の期間
- 2 計画の構成
- 3 計画の基本目標
- 4 計画の体系図と評価指標

1 計画の期間

本計画の期間は、令和元(2019)年度から令和10(2028)年度までの10年間とします。
 なお、社会情勢の変化等に対応するため、中間年に見直しを行いました。

年度	令和1	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12
国	第5次男女共同参画基本計画 「基本認識」(~R12)、「施策の基本的方向」(~R7)、「具体的な取組」(~R7)											
	困難女性支援基本方針(R6~R10)											
県	男女共同参画基本計画(R4~R8)											
	配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第5次)(R4~R8)											
	困難女性支援計画(R6~R8)											
市	第4次所沢市男女共同参画計画(R1~R10) 中間見直し											

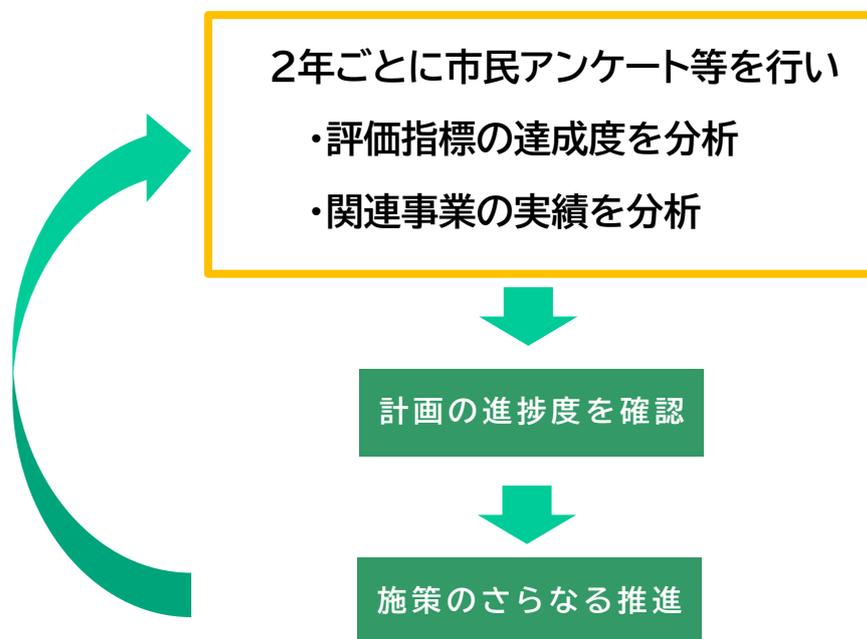
2 計画の構成

第4次計画は以下の項目で構成しています。

基本目標	男女共同参画社会の実現を目指すため、4つの基本目標を設定しています。
基本施策	基本目標を達成するために取り組む基本的な施策を示すもので、4つの基本目標に、それぞれ2又は3項目を設定しています。
具体的な施策と関連事業	基本施策を推進するための具体的な施策と現在実施している関連事業を紹介しています。
評価指標による計画の進捗度確認	進捗状況を定期的に確認するため、第4次計画では、基本施策ごとに、「評価指標(関連事業を進めることで生じる効果を測るための指標)」を設定し、目標値を設けています。さらに、「評価指標」に影響を与える関連事業について、毎年、事業目標を設定するなどにより実績を把握し、2年ごとに「評価指標」の達成度と関連事業の実績について分析を行うことで、総合的に計画の進捗度を把握しながら、さらなる男女共同参画社会の推進に向け取り組みます。 なお、本計画の進捗状況確認については、市の組織のほか、所沢市男女共同参画審議会とともに PDCA サイクル ^{※1} に基づき実施し、公表します。

○ 計画の進捗確認イメージ

市の組織・所沢市男女共同参画審議会



3 計画の基本目標

第1章で述べた計画策定の趣旨、計画の位置づけ及び第3次計画の検証と課題を踏まえ、条例の基本理念のもと、4つの基本目標を掲げ、さまざまな施策を推進します。

基本目標 I	男女共同参画の意識の醸成
基本目標 II	誰もが尊重される安心な社会の実現 【困難女性支援法に基づく市町村基本計画】、【DV防止法に基づく市町村基本計画】を含む
基本目標 III	すべての人が仕事や家庭でいきいきと活躍できる環境の推進 【女性活躍推進法に基づく市町村推進計画】
基本目標 IV	男女共同参画を推進する体制の充実

※1 PDCA サイクル・・・Plan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Action(改善)を繰り返すことによって、業務を継続的に改善していく手法です。

4 計画の体系図と評価指標

基本目標	基本施策	具 体 的 な 施 策	評 価 指 標	目 標 値
基本目標 I 男女共同参画の意識の醸成 P18	1 男女共同参画に関する理解の促進と意識の浸透	(1)意識の高揚に向けた啓発 (2)社会教育・家庭教育・学校教育 (3)国際的協調 (4)性の多様性への理解促進	性別による固定的な役割分担意識がない人の割合	60%
	2 政策・方針等の意思決定の場への女性の参画促進	(1)審議会委員や市職員管理等への女性の登用促進 (2)自治会等において女性が活躍できる環境づくり (3)企業等への女性登用の働きかけ	審議会等の委員に占める女性の割合	40%
基本目標 II 誰もが尊重される安心な社会の実現 P22	困難女性支援 1 DVIに関する啓発と対応	DV防止法市町村基本計画 (1)周知・防止の啓発 (2)相談体制の充実 (3)被害者の安全確保と自立支援 (4)関係機関との連携	DV防止講座を受講した人の理解度	100%
	法市町村基本計画 2 女性への支援	(1)困難を抱えた女性への支援 ※DVを除く (2)女性への健康支援	公的な相談窓口 に相談しようと思う人の割合	70%
	3 男女共同参画の視点からの防犯・防災対策	(1)性犯罪等への対策 (2)防災対策	自主防災組織リーダー養成講座の女性の参加人数	令和10年度までの10年間で100人

基本目標		基本施策	具体的な施策	評価指標	目標値
基本目標 III すべての人が仕事や家庭でいきいきと活躍できる環境の推進 P28	女性活躍推進法市町村推進計画	1 女性の就労のための支援	(1)女性活躍推進法に関する情報提供 (2)女性の就業・起業支援 (3)資格・技能取得支援 (4)ハラスメント対策	就労している女性が正社員等である割合	60%
		2 ワーク・ライフ・バランスの推進	(1)ワーク・ライフ・バランスの理解と実践の促進 (2)子育て家庭・介護家庭への支援、男性の家事・育児・介護への参画支援 (3)地域活動への参画促進	「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」をすべて大事にしている人の割合	30%
基本目標 IV 男女共同参画を推進する体制の充実 P34		1 市における推進体制の充実	(1)市における男女共同参画の推進体制 (2)拠点施設(男女共同参画推進センターふらっと)における機能充実 (3)市職員の意識向上とワーク・ライフ・バランスの推進	「男女共同参画推進センターふらっと」を知っている人の割合	50%
		2 さまざまな機関との連携による推進体制の強化	(1)国・県・近隣自治体との連携 (2)大学・企業等との連携の推進 (3)地域との連携の推進		

関連データ

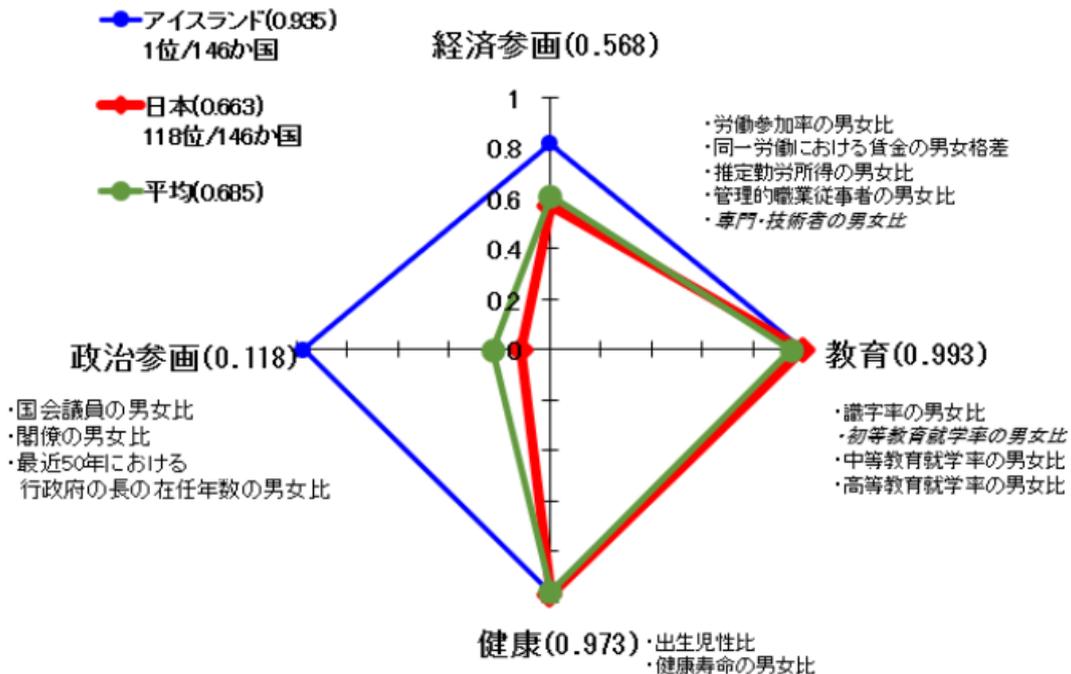
ジェンダー・ギャップ指数 (Gender Gap Index)

スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」が公表している、各国の男女間の格差を数値化し、ランク付けしたものです。

経済分野、教育分野、健康分野及び政治分野のデータから算出され、0(ゼロ)が完全不平等、1が完全平等となり、数値が低ければ低いほど男女の格差が大きいことを示しています。

令和6年の日本のジェンダー・ギャップ指数は、146か国中118位で(前年は146か国中125位)、「教育」と「健康」の値は世界トップクラスですが、「政治」と「経済」の値は世界平均を下回る結果となっています。

順位	国名	値
1	アイスランド	0.935
2	フィンランド	0.875
3	ノルウェー	0.875
4	ニュージーランド	0.835
5	スウェーデン	0.816
7	ドイツ	0.810
14	英国	0.789
22	フランス	0.781
36	カナダ	0.761
43	アメリカ	0.747
87	イタリア	0.703
94	韓国	0.696
106	中国	0.684
116	バーレーン	0.666
117	ネパール	0.664
118	日本	0.663
119	コモロ	0.663
120	ブルキナファソ	0.661



(備考) 1. 世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書(2024)」より作成
2. 日本の数値がカウントされていない項目はイタリックで記載
3. 分野別の順位: 経済(120位)、教育(72位)、健康(58位)、政治(113位)

第3章 計画の内容

- 基本目標 I 男女共同参画の意識の醸成
- 基本目標 II 誰もが尊重される安心な社会の実現
- 基本目標 III すべての人が仕事や家庭でいきいきと
活躍できる環境の推進
- 基本目標 IV 男女共同参画を推進する体制の充実

基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識の醸成

男女共同参画社会の実現に向けた大きな課題として、人々の意識の中に長い時間をかけて形成された社会における制度や慣習による固定観念があります。とりわけ、長い歴史のなかで、性別による役割分担意識が形成され、社会において女性と男性に対する役割分担や価値観も固定化されてきました。

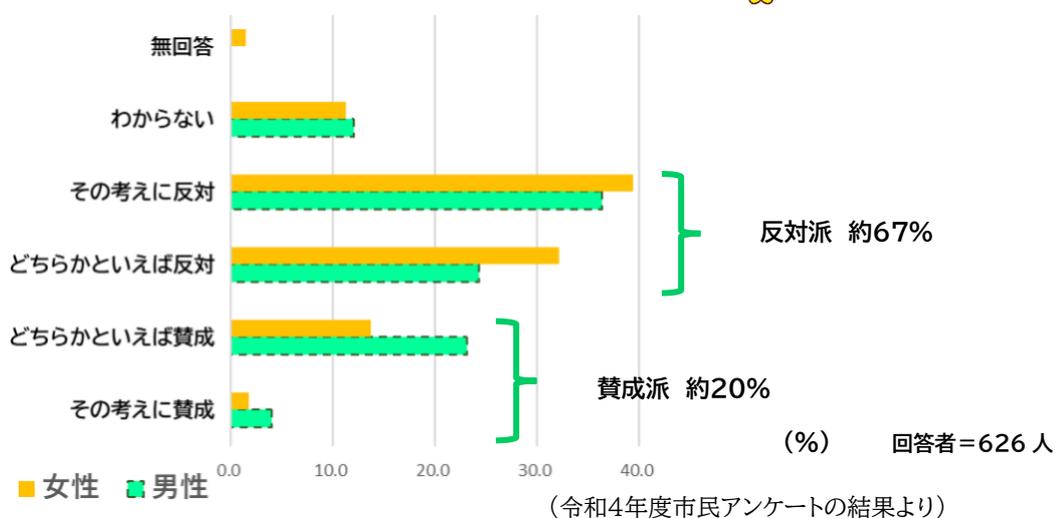
近年では、「男は仕事、女は家庭」等の固定的性別役割分担意識は、徐々に解消されてきているとはいえ、いまだに生活や慣習、社会制度に根強く残っており、男女共同参画社会の形成を阻害する大きな要因となっています。

また、男女が社会の構成員として、対等な立場で政策や方針などの重要な意思決定の場に参画し、共に責任を担うことが重要ですが、市の審議会等の委員に占める女性の割合も未だに十分とは言えない状況にあります。

このことから、男女共同参画社会の実現のためには、男女共同参画全般についての理解促進を進めながら、社会における制度や慣習に縛られない意識の浸透を図るとともに、社会のあらゆる分野に男女が対等なパートナーとして参画することを推進することで、その相乗効果により男女共同参画の意識の醸成を目指します。

関連データ

問 男は仕事、女は家庭という考え方をどのように思いますか



- ・「男は仕事、女は家庭」という考え方に反対派(「反対」又は「どちらかといえば反対」と答えた人)の割合は、全体で約67%でした。一方、賛成派(「男は仕事、女は家庭」という考え方に「賛成」又は「どちらかといえば賛成」と答えた人の割合は、全体で約20%でした。
- ・第4次計画の策定時(H29)の結果(約50%)と比べ、反対派の割合は、17%多くなりました。

基本施策 1 男女共同参画に関する理解の促進と意識の浸透

- 男女共同参画社会の実現のためには、女性も男性も積極的に男女共同参画の意義を理解することが不可欠なことから、市民に広く男女共同参画の目的や必要性について周知します。
- 日本のジェンダー・ギャップ指数(P16 関連データ参照)は未だに低い状況にあります。新たな国際的な取組である SDGs(エスディーズ:持続可能な開発目標)※1 の1つに「ジェンダー平等」が位置づけられています。このことから、男女共同参画に関する国際的動向への関心を高めていくことも重要です。
- 新たな人権課題である性の多様性※2 についても理解を深めていくなど、男女共同参画に関連する動向や新たな課題についても取り組みます。

具体的な施策と関連事業

具体的施策	関連事業	担当課
(1)意識の高揚に向けた啓発	男女共同参画に関する図書・DVD貸出し事業	男女共同参画推進センターふらっと
	男女共同参画に関する講座の開催	男女共同参画推進センターふらっと
	男女共同参画情報誌発行事業	企画総務課、男女共同参画推進センターふらっと
	出前講座の実施	企画総務課、男女共同参画推進センターふらっと
	人権啓発推進事業	企画総務課
(2)社会教育・家庭教育・学校教育	人権教育推進事業	社会教育課
	家庭教育推進事業	社会教育課
	職場体験できる学習機会の提供	学校教育課
	男女平等教育の実施	学校教育課
	学校人権教育啓発資料発行事業	学校教育課
	教職員研修事業	教育センター
(3)国際的協調	男女共同参画に関する国際的動向についての情報提供	男女共同参画推進センターふらっと
	関連図書・資料による周知	男女共同参画推進センターふらっと
(4)性の多様性への理解促進	パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度	企画総務課
	理解促進のための啓発や講座の開催	企画総務課、男女共同参画推進センターふらっと、社会教育課
	理解促進のための教育	学校教育課

評価指標

確認方法:市民アンケート※

指標	現状	年度別目標				
性別による固定的な役割分担意識がない人の割合	H29	R2	R4	R6	R8	R10
目標値	—	52%	54%	56%	58%	60%
実績値	49.6%	63.0%	67.1%			

男女共同参画に関する意識がどの程度浸透したかを測る指標として、「男性は仕事、女性は家庭」という考えに「反対」「どちらかといえば反対」とする人の割合を用います。

※市民アンケート…一定数無作為により抽出した市民に対し、郵送等によるアンケートを実施する方法。



「パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度」

所沢市では、令和4年1月から「所沢市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度」を始めました。

この制度は、一方又は双方が性的少数者(LGBTQ)のカップルが、二人がパートナー関係であることを市に届出すると、市がその届出を受理したことを公に証明する、という制度です。また、カップルにお子さんなどの同居家族がいる場合はあわせて届出すると、同居家族を含めて証明することができます。

制度の導入により多様な性の在り方に関する理解が進み、誰もが尊重され、自分らしく暮らせる社会の実現を目指します。



▲「届出証明書」を手にしたカップル

■所沢市届出件数 年度別

令和3年度7件 うち、ファミリーシップ制度1件
 令和4年度7件
 令和5年度6件 合計20件



← 令和5年2月

埼玉県西部地域まちづくり協議会を構成する所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市の5市で連携協定を締結。5市間であれば、転入・転出後も簡易な手続で引き続き制度が利用できるようになった。



← 令和6年4月

さらに、県内の62自治体と連携協定を締結。転入・転出後も、簡易な手続で引き続きパートナーシップ制度を利用できる自治体の範囲が広がった。

※1 SDGs(エスディーズ:持続可能な開発目標)・・・ミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、女性の活躍推進や女性に対する暴力根絶なども掲げられています。

※2 性の多様性・・・人間の性は、生物学的な性別(体の性)と、自分自身の認識している性別(心の性)、恋愛や性愛の対象(好きになる性)があり、それぞれに多様なあり方が存在することをいいます。

基本施策 2 政策・方針等の意思決定の場への女性の参画促進

- 社会のあらゆる分野に男女が対等なパートナーとして参画を進めていくため、市の審議会委員や市職員管理職などへの女性登用を一層促進します。
- 市の組織だけでなく、市内の自治会や企業等の組織においても、意思決定の場に女性が参画し、活躍できるよう、働きかけを行います。

具体的な施策と関連事業

具体的施策	関連事業	担当課
(1) 審議会委員や市職員管理職等への女性の登用促進	審議会等への女性委員登用促進	企画総務課
	市役所の女性管理職登用促進	職員課
(2) 自治会等において女性が活躍できる環境づくり	自治会等応援事業	地域づくり推進課
(3) 企業等への女性登用の働きかけ	企業等への情報提供・啓発	企画総務課、男女共同参画推進センターふらっと

評価指標

確認方法: 担当所管への照会

指標	現状	年度別目標				
		R2	R4	R6	R8	R10
審議会等の委員に占める女性の割合	H29	R2	R4	R6	R8	R10
目標値	—	37%	38%	39%	39.5%	40%
実績値	36.1%	31.3%	28.5%			

政策・方針等の意思決定の場に男女がともに参画しているかを測る指標として、市が設置している審議会等の委員に占める女性の割合を用います。

基本目標 II 誰もが尊重される安心な社会の実現

基本的人権が確保される男女共同参画社会とは、性別にとらわれることなく、一人の人間として人権が尊重され、自らの特性や存在に誇りを持つことができ、安心して暮らせる社会です。

夫婦やパートナーなどからのドメスティック・バイオレンス（DV）は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。加えて、近年は、交際相手からの暴力であるデートDV ※1 の被害が若年化し、深刻な問題となっています。

さらに、女性は、女性であることにより様々な困難な問題に直面しやすい※2 傾向があり、その問題が、多様化・複雑化しています。

また、女性はその身体的特性(妊娠・出産など)から、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面します。さらに、社会環境の変化の中で、女性は出産・育児による就業の中断や非正規雇用が多いことなどから貧困などの生活上の困難に陥りやすい傾向があります。

一方、東日本大震災や熊本地震では、避難所運営などさまざまな場面において、男女共同参画の視点が不十分な事例が報告されました。

このことから、DVの根絶を目指すとともに、困難な問題を抱える女性への配慮や支援を進め、誰もが尊重され、安心して暮らせる社会の実現を目指します。

関連データ

所沢市配偶者暴力相談支援センター事業の実施状況

DV被害者等の支援強化のため、令和4年度から事業を開始しました。

- 実施場所 市役所3階企画総務課内
- 相談の対象者 配偶者、元配偶者などからのDV被害者、困難な問題を抱える女性
- 支援内容 相談対応、緊急時の安全確保、シェルター等の入所調整
避難後の自立支援、保護命令制度の利用支援 など
- 相談者数等

	令和4年度	令和5年度
相談者人数	144人	184人
相談の回数	548回	719回
相談者の性別	女性139人 男性 5人	女性168人 男性 16人

※1 デートDV …交際相手からの暴力のことです。殴る、蹴るなどの身体的な暴力に限らず、バカにする、無視する、メールや友人関係をチェックする、避妊に協力しない、お金を返さないことなども含まれます。

※2 女性であることで直面する困難な問題…性暴力、性的虐待、性的搾取等の性的被害に遭遇しやすいことや、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題、不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会経済的困難に陥りやすいことをさします。

【DV防止法に基づく市町村基本計画】

基本施策 1

DVに関する啓発と対応

- 男女の対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害するDVについて、正しい知識を周知徹底します。
- 配偶者暴力相談支援センターを中心に、被害者が相談しやすい環境づくりや、関係機関との連携体制の強化など、DVの予防と根絶、被害者支援の両側面から幅広い取組を進めます。

具体的な施策と関連事業

具体的施策	関連事業	担当課
(1)周知・防止の啓発	DVに関する情報提供・講座の開催	男女共同参画推進センターふらっと
	デートDVに関する情報提供・講座の開催	男女共同参画推進センターふらっと
	男女共同参画情報誌発行事業〔再掲〕	企画総務課、男女共同参画推進センターふらっと
	人権教育啓発推進事業	企画総務課、社会教育課、学校教育課
	健やか輝き支援事業	学校教育課
(2)相談体制の充実	配偶者暴力相談支援センター事業	企画総務課
	女性の生き方に関する相談事業	男女共同参画推進センターふらっと
	相談窓口の周知	企画総務課、男女共同参画推進センターふらっと
	相談員研修会の開催	企画総務課、男女共同参画推進センターふらっと
(3)被害者の安全確保と自立支援	女性の生き方に関する相談事業〔再掲〕	男女共同参画推進センターふらっと
	配偶者暴力相談支援センター事業〔再掲〕	企画総務課
	関係職員研修会の開催	企画総務課、男女共同参画推進センターふらっと
	DVに関する法改正等の情報提供	男女共同参画推進センターふらっと
	被害者の自立に向けた支援	こども支援課、生活福祉課
	心のふれあい相談員設置事業	学校教育課
(4)関係機関との連携	関係機関との連携の充実	男女共同参画推進センターふらっと
	DV庁内連携会議の開催	企画総務課
	困難女性支援にかかる民間団体との連携	企画総務課、男女共同参画推進センターふらっと

評価指標

確認方法:受講者アンケート

指標	現状	年度別目標				
DV防止講座を受講した人の理解度	H30	R2	R4	R6	R8	R10
目標値	—	100%	100%	100%	100%	100%
実績値	97.1%	95.1%	100%			

DVに関する啓発の効果を測る指標として、市内中学校で実施するデートDV防止講座などの講座において内容を理解した人の割合を用います。



デートDV
「交際相手からの暴力」はなぜ起こるの？

暴力や考えの押しつけで、思いどおりに相手を支配しようとすることでデートDVが起こります。

「暴力は愛情表現のひとつだ」、「カレシなんだから私を守るのは当然」、「カノジョはカレシに従うのは当然」などの間違った思い込みが原因となって、交際相手に他の異性と会話をしないように命令したり、スマートフォンの着信履歴やメッセージのチェックなど、交友関係を監視して、すべて自分の思いどおりに支配していくのです。



DVは、暴力をふるう時と優しい時が繰り返されるうちに、イヤと言えなくなったり、別れられなくなったりします。

デートDVチェックリスト

- 無視する、バカにする、大声でどなる
- 今どこにいるのか1日に何度も確認する
- 他の人と仲良くしていると責める
- メッセージの返事をすぐに返さないと怒る
- 用事があっても一緒に帰らないと怒る
- 他の人との会話や、メッセージをチェックされる
- デートのときに、いつも自分にお金を払わせる

ひとつでも当てはまったら、デートDVの可能性がります。

基本施策 2

女性への支援

- 困難な問題を抱える女性に対する相談体制の充実や自立支援を行います。
- 男女が互いの身体的な特徴を理解し、尊重し、配慮し合えるよう、発達の段階に応じて性についての正しい知識が得られるような取組を行うとともに、「性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)※1」の視点に立ち、女性が自らの性に対して主体的に判断し、心と身体の健康管理を行えるように支援します。

具体的な施策と関連事業

具体的施策	関連事業	担当課
(1)困難を抱えた女性への支援 ※DVを除く	相談窓口の周知【再掲】	企画総務課、男女共同参画推進センターふらっと
	女性の生き方に関する相談事業【再掲】	男女共同参画推進センターふらっと
	相談員研修会の開催【再掲】	企画総務課、男女共同参画推進センターふらっと
	配偶者暴力相談支援センター事業【再掲】	企画総務課
	困難女性支援にかかる民間団体等との連携【再掲】	企画総務課、男女共同参画推進センターふらっと
	市民相談	市民相談課
	妊娠期から就学前までの子育て相談(利用者支援)	こども支援課、こども家庭センター
	家庭児童相談	こども家庭センター
	ひとり親家庭等の支援	こども支援課
	障害者相談	障害福祉課
	高齢者相談	高齢者支援課
	生活保護相談	生活福祉課
	心のふれあい相談員設置事業【再掲】	学校教育課
	こころの悩みや健康に関する相談	健康管理課こころの健康支援室
(2)女性への健康支援	女性の健康づくり支援講座の開催	男女共同参画推進センターふらっと
	性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の周知	男女共同参画推進センターふらっと
	家庭教育推進事業	社会教育課
	子どもの発達の段階に応じた性に関する指導の実施	学校教育課、保健給食課
	心のふれあい相談員設置事業【再掲】	学校教育課

基本目標 II 誰もが尊重される安心な社会の実現

	HIV／エイズ、性感染症予防の普及啓発	保健医療課
	成人期における女性の健康づくり[乳がん・子宮頸がん検診等]	健康管理課
	妊娠・出産期における女性の健康づくり[妊婦健康診査等]	こども家庭センター

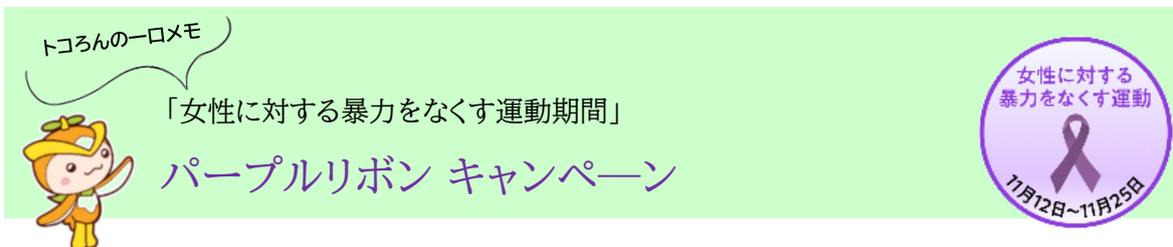
※1 性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)・・・平成 6(1994)年の国際人口・開発会議において提唱された概念で、すべての人、中でも女性が生涯にわたって自らの身体の健康増進と自己決定を図ること、そのための身体的・精神的・社会的な諸権利が基本的人権として保障されていることをいいます。

評価指標

確認方法:市民アンケート

指標	現状	年度別目標				
		R2	R4	R6	R8	R10
公的な相談窓口で相談しようと思う人の割合	H29					
目標値	—	30%	40%	50%	60%	70%
実績値	25.9%	22.9%	25.4%			

女性への支援策の充実度を測る指標として、女性が困ったり、悩んだりしたときに、ふらっとや埼玉県男女共同参画推進センター(With You さいたま)などの公的な相談窓口で相談しようと思う人の割合を用います。



パープルリボンキャンペーンは、1994年にアメリカ合衆国ニューハンプシャー州のベルリンで、暴力の被害を乗り越えた市民を中心に始まった暴力根絶運動です。

このリボンには、暴力根絶と「あなたはひとりではない」というメッセージが込められていて、今では40か国以上の国で行われるようになりました。

日本では、11月12日から11月25日までの2週間をキャンペーン期間に定めています。

男女共同参画推進センターふらっとでは、この期間中に、パープルリボンツリー、パープルリボンキルトの展示と同時に、パープルリボンの配布などを行い、女性に対する暴力反対の意思表示活動を行っています。



▲「ふらっと」で活動する方々と作成したパープルリボンキルト

基本施策 3

男女共同参画の視点からの防犯・防災対策

- 女性が被害を受けやすい性犯罪への対応など、防犯対策に取り組みます。
- 災害時の避難所における男女ニーズの違いや復興段階における女性への影響など、男女共同参画の視点に立った防災対策を推進するため、男女双方の視点に立った防災対策を定めた所沢市地域防災計画※1を推進するとともに、防災対策や避難所運営等において、女性もリーダーシップを発揮していけるよう、人材の育成・活用を促進します。

具体的な施策と関連事業

具体的施策	関連事業	担当課
(1)性犯罪等への対策	性犯罪の防止に関する啓発	企画総務課、男女共同参画推進センターふらっと、防犯交通安全課
	犯罪被害者支援に関する情報収集・提供	男女共同参画推進センターふらっと、防犯交通安全課
(2)防災対策	所沢市地域防災計画への位置づけ	危機管理室
	自主防災組織リーダー養成講座	危機管理室

男女共同参画推進センターふらっとでは、犯罪対策として「女性のための護身法ワークショップ」を開催しています。



評価指標

確認方法:担当所管へ照会

指標	現状	年度別目標				
		R2	R4	R6	R8	R10
自主防災組織リーダー養成講座の女性の参加人数	H30					
目標値	—	令和10年度までの10年間で100人				
実績値	7人	講座未開催	72人			

市における防災対策にどの程度女性が参画する意識があるかを図る指標として、自主防災組織リーダー養成講座の女性の参加人数を用います。

※1 所沢市地域防災計画・・・災害対策基本法の規定に基づき、国の防災基本計画や県の地域防災計画と連携して、所沢市の防災に関して行う事務や業務の基本的なことを定め、市民の生命・身体・財産を災害から保護することを目的とした計画です。

【女性活躍推進法に基づく市町村推進計画】

基本目標 III すべての人が仕事や家庭でいきいきと活躍できる環境の推進

近年、性別に関係なくすべての人が、その個性と能力を十分に発揮して、さまざまな分野で活躍することが一層重要になっています。

特に、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性が出産や子育てなども実現しながら、職業生活とキャリア形成を継続できるような環境づくりが必要です。

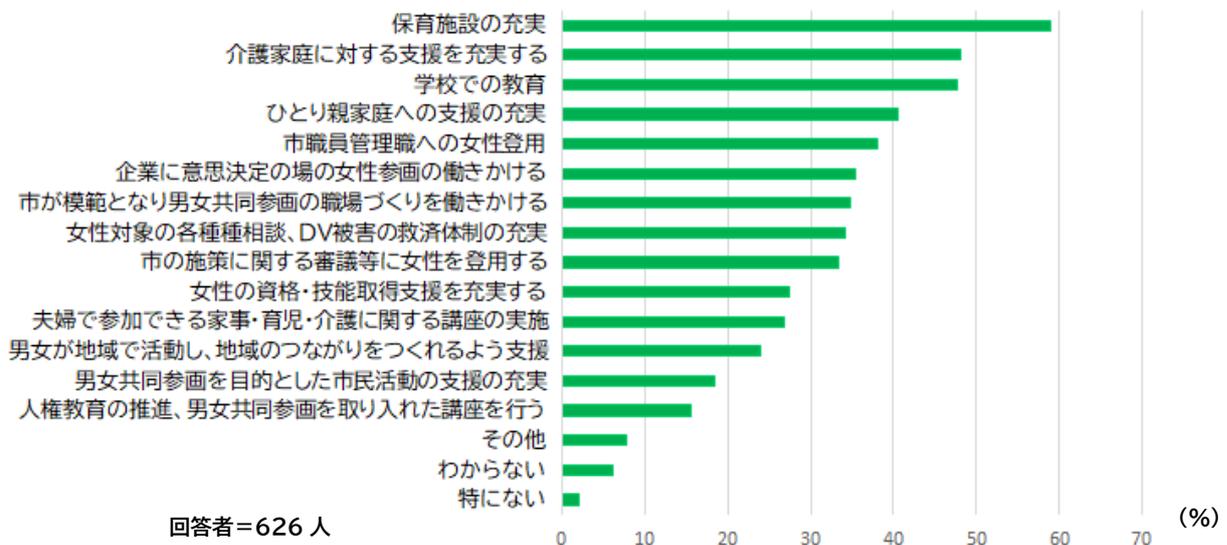
現在、保育所などの環境整備が進み、多くの女性が子育てをしながら働いています。しかしながら、出産や子育てを理由に、正規雇用から非正規雇用へと働き方を見直す女性も少なくありません。さらに、採用面や仕事の内容、待遇面においては依然として男女差があり、働く場面において女性の能力が十分に発揮できているとは言えない状況があります。

また、男性が子育てや介護を行える環境が整備されてきましたが、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現についても、まだ十分ではありません。

そうした状況から、女性の就労を支援し、保育の充実等により多様な働き方を可能とする環境を整備するとともに、地域との関わりなども含めたワーク・ライフ・バランスを推進することで、すべての人が仕事や家庭でいきいきと活躍できる環境づくりを目指します。

関連データ

問 「男女共同参画社会」をつくるために、行政はどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか？（複数選択可）



回答者=626人

(令和4年度市民アンケートの結果より)

基本施策 1 女性の就労のための支援

- 職業生活における女性の活躍を一層推進していくため、女性活躍推進法の主旨・目的等に関する情報を提供し、周知を図ることにより、女性の活躍を応援する社会機運の醸成や環境整備を行います。
- 働く意欲のある女性がいきいきと職業生活を送ることができるよう、就業・起業等を支援するとともに、その力を存分に生かして活躍するために必要な資格・技能の取得に対する支援を行います。
- 職場の環境整備の観点から、ハラスメント防止のための意識啓発や専門の相談員による女性相談などの相談体制の充実を図ります。

具体的な施策と関連事業

具体的施策	関連事業	担当課
(1)女性活躍推進法に関する情報提供	女性活躍推進法に関する情報提供	男女共同参画推進センターふらっと
(2)女性の就業・起業支援	就職支援セミナーの開催	男女共同参画推進センターふらっと、産業振興課
	就職相談事業	産業振興課
	就職応援フェアの開催	産業振興課
	開業カフェ[女性限定]起業入門セミナーの開催	産業振興課
(3)資格・技能取得支援	女性の人材育成のための情報提供・講座の開催	男女共同参画推進センターふらっと
	女性の生き方に関する相談事業【再掲】	男女共同参画推進センターふらっと
	就業援助技能講習会の開催	産業振興課
(4)ハラスメント対策	ハラスメントに関する相談対応	男女共同参画推進センターふらっと、市民相談課
	人権啓発企業研修会の開催	企画総務課
	一般労働相談開催事業	産業振興課
	埼玉県労働セミナー開催事業	産業振興課

評価指標

確認方法：市民アンケート

指標	現状	年度別目標				
就労している女性が正社員等である割合	H29	R2	R4	R6	R8	R10
目標値	—	53%	55%	57%	59%	60%
実績値	52.3%	54.9%	43.6%			

女性の就労のための支援の効果を測る指標として、20歳代から50歳代の就労している女性が正社員・正職員・自営業者等である割合を用いています。

基本施策 2 ワーク・ライフ・バランスの推進

- 働きながら、子育て、介護、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる、健康で豊かな生活ができるよう、ワーク・ライフ・バランスについての情報提供や意識啓発を進めるとともに、子育て支援の充実や介護環境を整備します。
- 男性の家事・育児・介護などの家庭生活参画のための支援や、地域活動への参画の観点からワーク・ライフ・バランスを促進します。

具体的な施策と関連事業

具体的施策	関連事業	担当課
(1)ワーク・ライフ・バランスの理解と実践の促進	ワーク・ライフ・バランスについての情報提供	男女共同参画推進センターふらっと、産業振興課
(2)子育て家庭・介護家庭への支援、男性の家事・育児・介護への参画支援	子育て情報提供事業	こども政策課、こども支援課
	子ども・子育て支援事業計画推進事業	こども政策課
	教育・保育施設等整備事業	こども政策課
	時間外保育事業	保育幼稚園課
	一時預かり事業	保育幼稚園課、こども支援課
	ファミリー・サポート・センター※1事業	こども支援課
	「家庭の日」推進事業	青少年課
	放課後児童健全育成事業	青少年課
	放課後支援事業	学校教育課
	母子保健健康教育事業[両親学級等]	こども家庭センター
	介護家庭に対する支援事業	高齢者支援課、健康づくり支援課
	男性を対象とした各種講座の開催	男女共同参画推進センターふらっと、健康づくり支援課
	男性の育児休業についての情報提供	男女共同参画推進センターふらっと
(3)地域活動への参画促進	自治会等応援事業[再掲]	地域づくり推進課
	子ども会育成事業	社会教育課

※1 ファミリー・サポート・センター … 育児の援助を受けたい方(利用会員)と育児の援助を行いたい方(援助会員)を結びつけることで、仕事と育児を両立させるための環境整備と子育て支援の充実を図るために組織化されたものです。

評価指標

確認方法:市民アンケート

指標	現状	年度別目標				
「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」をすべて大事にしている人の割合	H29	R2	R4	R6	R8	R10
目標値	—	14%	18%	22%	26%	30%
実績値	10.1%	7.1%	9.9%			

市民の間にワーク・ライフ・バランスの意識がどの程度浸透しているかを測る指標として、「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」をすべて大事にしている人の割合を用います。

アンコンシャス・バイアスとは、「無意識の思い込みや偏見」のことです。日常や職場にたくさんのアンコンシャス・バイアスがあります。

例えば・・・

- ・血液型だけで相手の性格を想像する
- ・男性が育児や介護休暇を取ると、「奥さんは？」と、とっさに思う
- ・「親が単身赴任中」と聞くと、「父親」を想像する(母親は想像しない)
- ・製造業と聞くと、「男性の職人」を思い浮かべる (女性は想像しない)

など

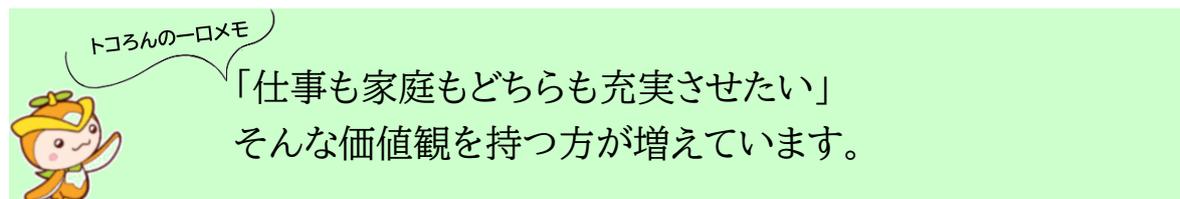
— 問題点と影響 —

アンコンシャス・バイアスは誰にでもあり、それ自体が悪いということではありません。問題は、それと気づかずにとった言動が、相手を傷つけたり、成長の妨げになったりしてしまうことです。

— その対処法として —

まずは、「普通は〇〇だ」とか「こうあるべきだ」というように、「決めつけ」たり「押しつけ」たりしていることに気づくことが重要です。「この考え方は、自分のアンコンシャス・バイアスかも？」と気づいたら、相手を尊重する姿勢を持つことが大切です。

アンコンシャス・バイアスに気づくことは、多様性を認め合い、あらゆる人がいきいきと活躍できる社会の実現への第一歩です。



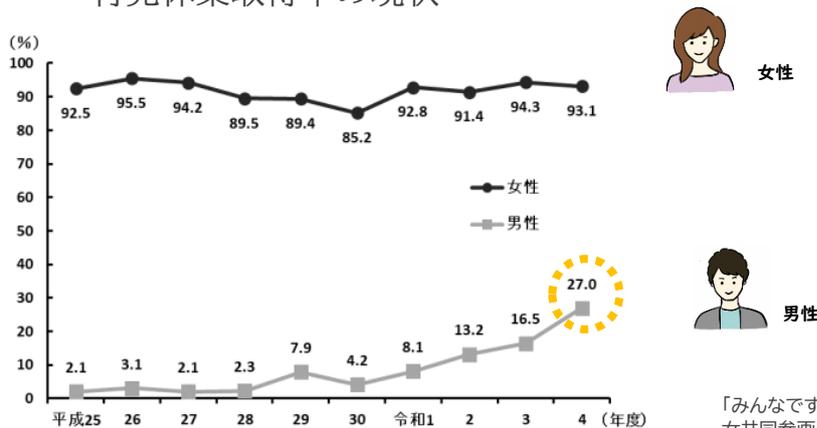
令和3年6月に「育児・介護休業法」が改正されました。改正されたこの法律は、「男性版育休」とも呼ばれています。働く人が仕事と家庭を両立できるような制度となり、これまで以上に男性が育児休業を取得しやすくなっています。

市内でも、男女ともに働きやすい環境づくりに取り組む企業が表彰されるなど、社会全体で男性の仕事と家庭の両立をかなえる取組が進められています。

男性の育児休業制度の改正

- 改正のポイント
- 令和4年4月～
 - 育休を取得しやすい雇用環境を整備
 - 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件を緩和
- 令和4年10月～
 - 産後パパ育休（出生時育児休業）の創設
 - 育児休業の分割取得が可能に（2回取得可）
- 令和5年4月～
 - 育児休業取得状況の公表を義務化（従業員1千人以上の企業）

育児休業取得率の現状



「みんなですすめよう男女共同参画-令和5年度版男女共同参画に関する年次報告- 埼玉県」より

埼玉県の統計では、県内の中小企業で令和3年度に出産した女性と、妻が出産した男性の育児休業取得率は、女性 93.1%、男性 27.0%でした。女性の取得率との差は依然として大きいものの、男性の取得率は上昇傾向にあります。男性の育児休業取得への課題はありますが、男性も育児休業を取得しやすい環境づくりが進められています。

働きやすい環境づくりに取り組む企業を紹介します



埼玉県では、県内出身で日本で最初の公認女性医師となった荻野吟子にちなみ、その不屈の精神を今に伝える先駆的な活動をし、男女共同参画の推進に顕著な功績があった個人・団体・事業所を「埼玉県荻野吟子賞」として表彰しています。優れた取り組みを行う市内2事業者が「いきいき職場部門賞」を受賞しました。

令和4年度受賞

株式会社 井口一世

所沢市所沢新町 2553-3
金属部品製造販売業



男性が多い業界である製造業において、熟練の職人技や力仕事に頼らない「新しい製造業」を实践し、文系大学出身の若い女性社員も大型製造機で製造を担当するなど、性別に関わらず社員が活躍し、製造業の「3K」イメージを払拭している。

女性が使いやすいトイレや階段のステップの高さへの配慮など、事業所内の環境整備や、ジョブローテーションを行い、急な休みも他の人がカバーできる体制をつくり、男女ともに働きやすい職場としている。

令和5年度受賞

新興プラント工業株式会社

所沢市林 1-186-5
サニタリー配管製作・施工業



女性が少なく、人手不足・高齢化が深刻な建築業界において機械化やIT化などの様々な働き方改革を進め、若く活気があり女性の職人も活躍できる職場づくりに取り組んでいる。ライフステージに合わせた勤務形態で柔軟な働き方に対応するとともに、休んだ人の仕事を他の人がカバーできるシステムを構築している。男性の育児休業取得を積極的に推進しており、令和4年・5年で従業員13名中2名が3か月育児休業取得済。育児休業制度の周知やモラハラ講習を実施して、従業員が取得しやすい環境づくりに取り組んでいる。

基本目標 IV 男女共同参画を推進する体制の充実

市では全庁的な推進体制のもと、職員一人ひとりが男女共同参画の視点や意識をもって事業を実施し、男女共同参画の先導役となるように努めるとともに、近隣自治体に先駆けて設立された男女共同参画推進センターふらっと(以下「ふらっと」という。)(P38参照)を拠点施設として位置づけ、男女共同参画を推進してきました。

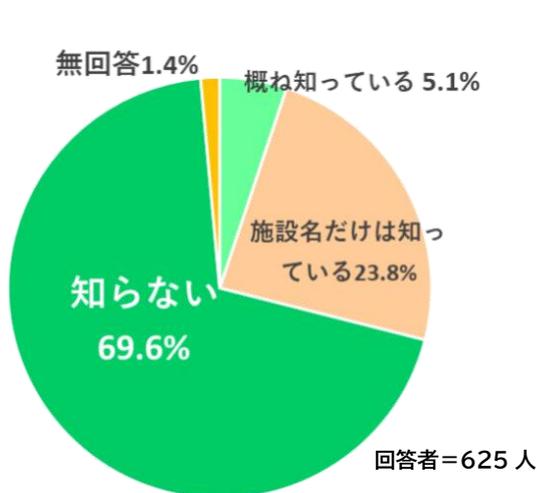
しかしながらふらっとの認知度については十分とは言えない状況であるため、拠点施設として講座内容のニーズを的確に把握しながら、事業を充実させるほか、情報などを積極的に発信していくことが重要です。

さらに、ふらっとの交流機能を充実させることにより、利用しやすく親しみやすい施設とし、利用者を増やすことが必要です。

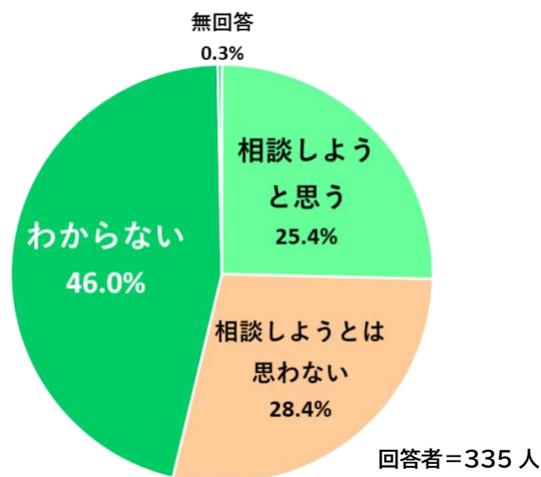
今後も条例の理念のもと、ふらっとを中心に、国や県、近隣自治体などの関係機関と連携しながら、総合的かつ計画的に男女共同参画の推進体制の充実を図ります。

関連データ

問 「ふらっと」をご存じですか？



問 (女性への質問) 困ったり悩んだりしたときに、「ふらっと」や「埼玉県男女共同参画推進センター(With Youさいたま)」などの公的な相談窓口にご相談しようと思いますか？



(令和4年度市民アンケートの結果より)

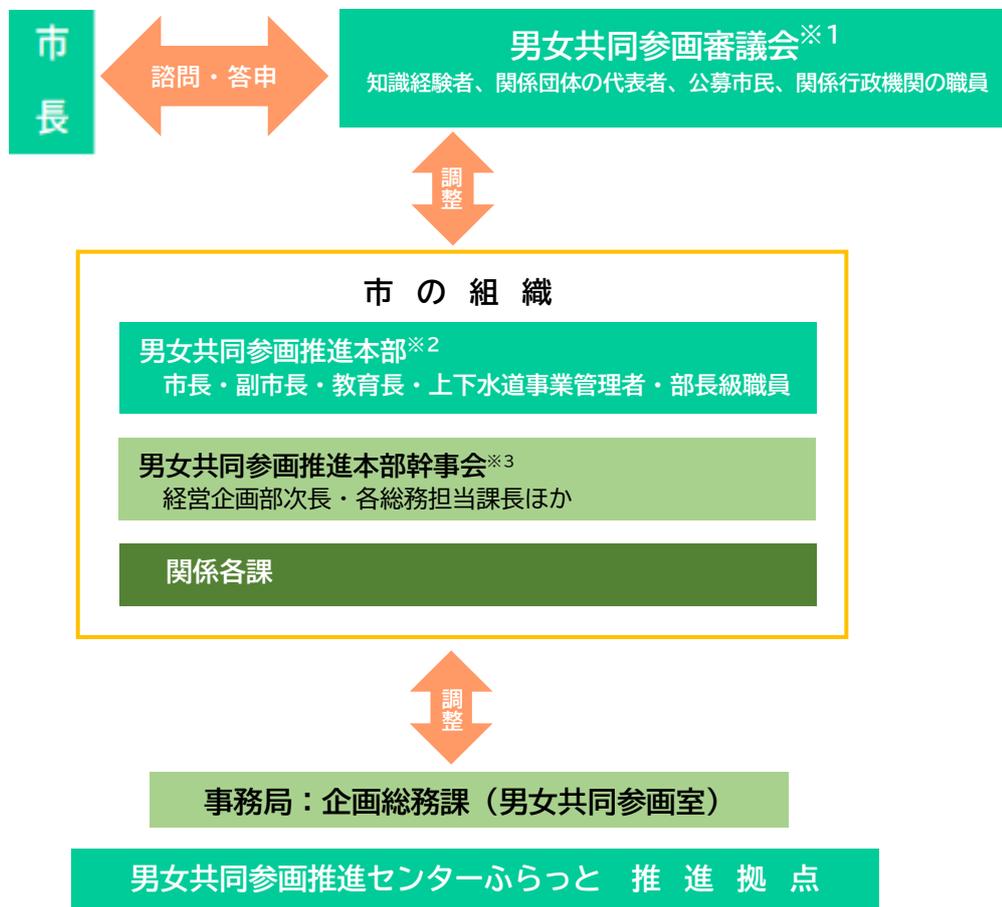
基本施策 1 市における推進体制の充実

- 市の組織のほか、男女共同参画に関係する方や公募市民などで構成される男女共同参画審議会の活用を図るとともに、男女共同参画の拠点施設である男女共同参画推進センターふらっとの機能をより充実させることで、男女共同参画の推進を図ります。
- 市職員向けの研修や女性管理職登用促進等により、市職員の男女共同参画の意識向上とワーク・ライフ・バランス等の推進に努めます。

具体的な施策と関連事業

具体的施策	関連事業	担当課
(1)市における男女共同参画の推進体制	男女共同参画審議会	企画総務課
	男女共同参画推進本部・幹事会	企画総務課
	男女共同参画に関する苦情処理制度	企画総務課
(2)拠点施設(男女共同参画推進センターふらっと)における機能充実	男女共同参画推進施策の企画・立案	企画総務課、男女共同参画推進センターふらっと
	男女共同参画推進センターふらっとの周知	男女共同参画推進センターふらっと
	男女共同参画情報誌発行事業【再掲】	企画総務課、男女共同参画推進センターふらっと
	ふらっと利用登録団体の情報発信	男女共同参画推進センターふらっと
	男女共同参画に関する図書・DVD貸出し事業【再掲】	男女共同参画推進センターふらっと
	女性の生き方に関する相談事業【再掲】	男女共同参画推進センターふらっと
	男女共同参画に関する講座の開催【再掲】	男女共同参画推進センターふらっと
(3)市職員の意識向上とワーク・ライフ・バランスの推進	出前講座の実施【再掲】	企画総務課、男女共同参画推進センターふらっと
	ワーク・ライフ・バランスについての情報提供【再掲】	男女共同参画推進センターふらっと、職員課
	男性職員の子育て休暇取得促進事業	職員課
	市役所の女性管理職登用促進【再掲】	職員課
	イクボス [誰もが働きやすい職場環境の醸成のための上司の主体的で率先した取組] の推進	職員課

男女共同参画の推進体制



※1 男女共同参画審議会…条例第26条に基づき設置される審議会で、市長の諮問に応じ、男女共同参画計画及び男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議する組織です。

※2 男女共同参画推進本部…男女共同参画に係る施策について、総合的かつ効果的に推進するため市長を本部長として構成する庁内組織です。

※3 幹事会…男女共同参画推進本部の円滑な運営を図るため、経営企画部次長を幹事長として構成する庁内組織です。

基本施策 2 さまざまな機関との連携による推進体制の強化

- 国や県、近隣自治体と情報共有を図り、政策連携等も行いながら効果的に男女共同参画を推進します。また、市内の教育機関や企業等と連携し、男女共同参画の状況把握を行うとともに、研修や研究を通じ啓発に努めます。
- 男女共同参画推進センターふらっとを中心として、地域や利用団体との連携を深め、幅広く市民の男女共同参画の意識向上を図ります。

具体的な施策と関連事業

具体的施策	関連事業	担当課
(1)国・県・近隣自治体との連携	埼玉県西部地域まちづくり協議会男女共同参画部会	企画総務課、男女共同参画推進センターふらっと
	男女共同参画に関する研修への参加	企画総務課、男女共同参画推進センターふらっと
(2)大学・企業等との連携の推進	高校・大学への情報提供	男女共同参画推進センターふらっと
	市内企業・事業所等への情報提供	男女共同参画推進センターふらっと
	男女共同参画を推進している企業等のPR	男女共同参画推進センターふらっと
	男女共同参画に関する講座の開催【再掲】	男女共同参画推進センターふらっと
	人権啓発企業研修会の実施【再掲】	企画総務課
	教職員研修事業【再掲】	教育センター
(3)地域との連携の推進	男女平等教育の実施【再掲】	学校教育課
	ふらっと利用登録団体の情報発信【再掲】	男女共同参画推進センターふらっと
	自治会等応援事業【再掲】	地域づくり推進課

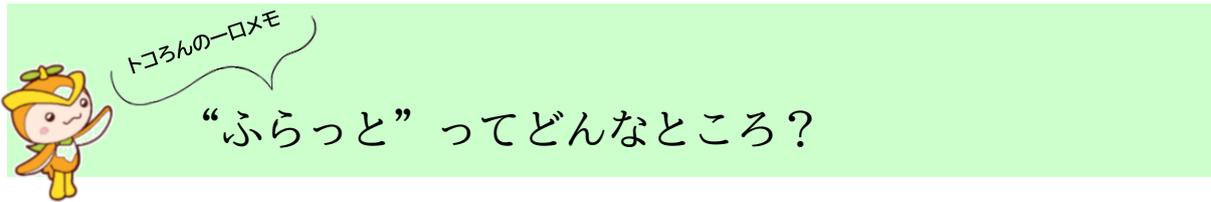
評価指標

確認方法：市民アンケート

指標	現状	年度別目標				
		R2	R4	R6	R8	R10
「男女共同参画推進センターふらっと」を知っている人の割合	H29	R2	R4	R6	R8	R10
目標値	—	40%	45%	47%	49%	50%
実績値	30.5%	32%	28.9%			

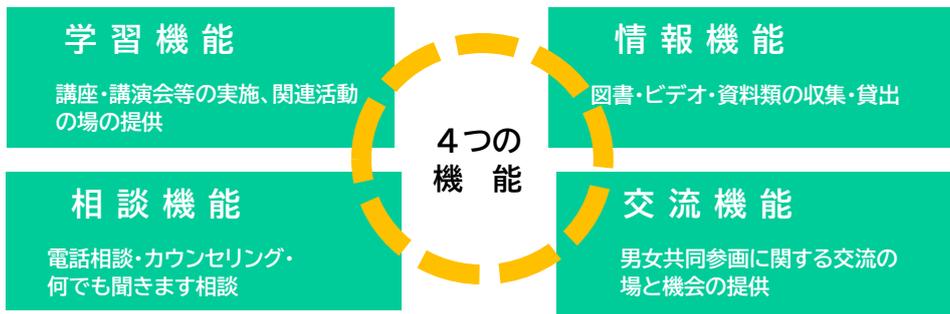
本市の男女共同参画推進体制の充実度を測る指標として、男女共同参画の総合的な拠点施設である「男女共同参画推進センターふらっと」を知っている人の割合を用います。

基本目標Ⅳ 男女共同参画を推進
する体制の充実



ふらっとは、男女共同参画を推進するために設けられた所沢市の施設です。平成7（1995）年に「女性センターふらっと」として誕生し、平成17（2005）年に施行された所沢市男女共同参画推進条例により現在の名称「男女共同参画推進センターふらっと」となりました。

ふらっとでは、一人ひとりの人権が尊重され、男女がもっと自由にお互いの個性を発揮できるような社会づくりを目指し、4つの機能に沿った取り組みを行っています。



○ふらっとで行う講座・イベントの一部をご紹介します



▲「子育てフォトコンテスト」
ワーク・ライフ・バランスの推進とふらっとのPRを目的に令和4年度から始めたイベントです。



▲「パパとつくろうエコクッキング」
男性の家事・育児参画支援や交流機会の提供を目的とした体験型の講座です。



▲「女性就職支援セミナー」
女性の就労支援と起業支援を目的にした講座です。埼玉県との共催。



▲「ひきこもり女子会」
ひきこもりや生きづらさを感じる女性への支援を目的にした座談会です。社会福祉協議会との共催。

○施設内の様子

会議室



定員 50 名
会議や講演会などに

研修室



定員 30 名
小規模な会議・研修などに

生活工房



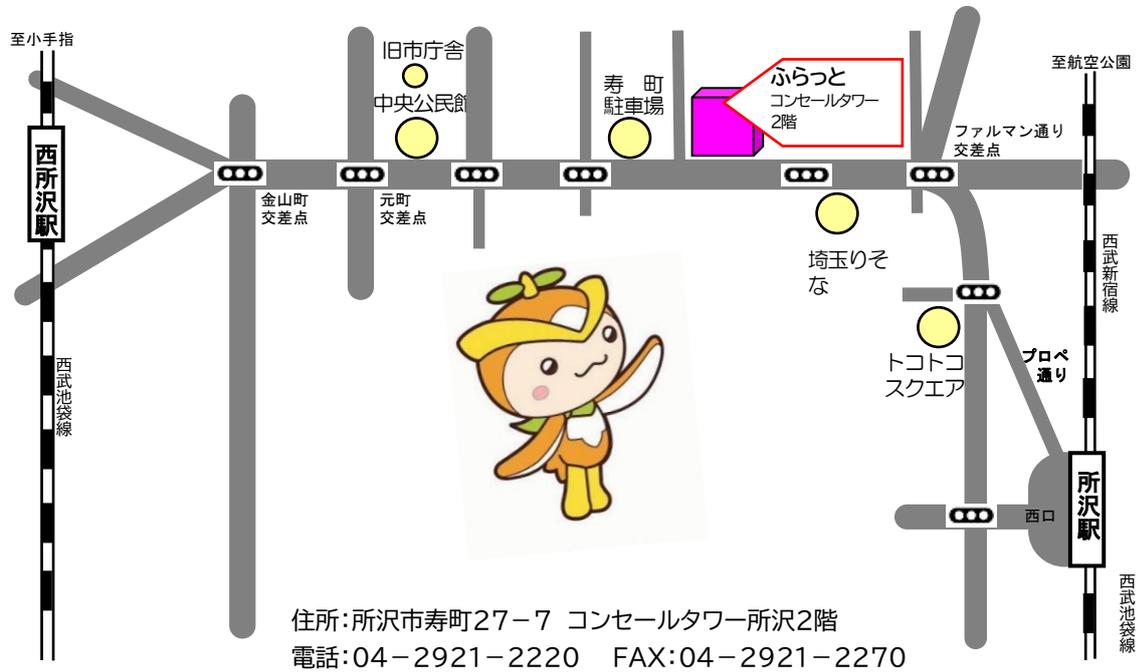
ガス・調理台 4 台設置
の調理室

図書・資料コーナー



約 2,400 冊の図書を貸
出

男女共同参画推進センターふらっと 案内図



○外観



黄色い看板
が目印です

第4次所沢市男女共同参画計画[中間見直し版]

発行日 令和7年 月

発 行 所沢市経営企画部企画総務課
男女共同参画室

〒359-8501 所沢市並木1丁目1番地の1

電話 04-2998-9150 / FAX 04-2994-0706

ホームページ <http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/>